

# 令和7年度 第2回丸亀市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 令和7年12月18日(木) 午後2時00分開会～午後2時30分閉会

2 場 所 丸亀市役所 3階303・304会議室

## 出席委員 12名

林 一幸	坂東 洋子	中川 由紀子	横山 孝雄
篠原 友美	宮武 亮	岸本 裕司	田宮 浩一
和田 節代	吉本 博之	土屋 美紀	神田 昌史

## 欠席委員 5名

竹一 律子	林 啓介	宮井 陽一郎
奥澤 日登美	山岡 陽一	

## 説明のため出席した者

税務課	担当長	横井 俊介
	副主任	西岡 朋美

傍聴人 なし

## 事務局職員出席者

健康福祉部	部長	谷本 智子
保険課	課長	新開 美沙子
	副課長	宮本 千加子
	担当長	魚本 和代

## 議事

### 3 次第

#### 〔1〕開会

<司会>

定刻となりましたので、只今より、令和7年度 第2回丸亀市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日、進行役を務めます保険課の宮本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 〔2〕会長あいさつ

それでは、最初に和田会長よりご挨拶をお願いいたします。

<会長>

国保運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日ごろから国保事業に対しまして、深いご理解とご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

本日は、令和7年度第2回目の国保運営協議会の開催ということで、師走の大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

いよいよ12月となりまして、今年一年を振り返りますと、皆様方におかれましても様々な出来事があったと思われまます。よかったことも、少し大変だったこともあろうかと思われまます。12月は1年を振り返る月です。お仕事の上でも、生活の上でも今年できたことや、まだまだこれからのことを整理しておくには今の時期が来年に向けて新しいスタートを切りやすい適切な時期かと思われまます。今年も残りあとわずかとなっておりますが、一年を振り返り、締めくくれるかなと思っているところでございます。

さて、委員の皆様には、すでにご承知のとおり、令和8年度に「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。

本年7月開催の第1回運営協議会におきまして、「令和8年度丸亀市国民健康保険税の見直し」について、市から諮問を受けたところでございます。

本日は、「子ども・子育て支援金」について、さらに詳しい説明があるようです。

年明けには、国の令和8年度予算編成の状況を踏まえ、確定した納付金・標準保険料率が県から示されると聞いております。

当協議会といたしましても、被保険者の負担など、いろんな観点から審議し、円滑に新制度に移行できるよう、努めたいと考えております。皆様の率直な意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、寒い日が続いておりますので、健康管理には十分、気を付けていただくとともに、今後とも、本市の国保事業の適正な運営のため、これまで以上のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

と思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

<司会>

ありがとうございました。

それではここで、資料の確認をさせていただきたいと存じます。事前にお送りしていただきました資料をご用意ください。

- ・【資料1】子ども・子育て支援金の賦課方式・税率等について
- ・【参考資料①】子ども・子育て支援納付金分の保険料計算方法
- ・【参考資料②】令和8年度子ども・子育て支援金世帯別賦課状況

続きまして本日の配布資料でございますが、

- ・本日の協議会次第

以上でございますが、不足の資料がございましたらお持ちいたしますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

さて、ここで報告でございます。

本日の協議会は、委員定数17名のうち12名のご出席をいただいております。丸亀市国民健康保険運営協議会規則第4条第3項の規定に基づく、委員定数の半数を超えており、かつ、丸亀市国民健康保険条例第2条各号に掲げる委員の区分ごとに、1名以上の定足数を満たしておりますことから、本会議が有効に成立していることを、ご報告申し上げます。

それでは、これより議事に移りますが、国保運営協議会規則第4条第1項の規定により、「会長が協議会の議長となる」とされておりますので、これからの議事進行につきましては、和田会長にお願いいたします。

### 〔3〕会議録署名委員の指名

<会長>

それでは、規則に基づきまして、議長をさせていただきます。

まず、次第3「会議録署名委員の指名」でございますが、協議会規則第7条の規定より、議長が指名することとなっております。

林一幸委員と、吉本博之委員のお二人にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

### 〔4〕議事

では、これより議事に移ります。

#### (1) 子ども・子育て支援金について

それでは「子ども・子育て支援金」について、事務局より説明をお願いします。

<事務局>

事務局の再開でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1【子ども・子育て支援金の賦課方式・税率等について】をご覧ください。

前回（7月31日）の運営協議会で、「令和8年度丸亀市国民健康保険税の見直し」、具体的には「子ども・子育て支援金」について、諮問をさせていただきました。本日は、その導入に向けて事務局（案）を説明させていただき、ご意見を頂戴したいと思います。

表紙をめくって、1ページをご覧ください。

1. 子ども・子育て支援金制度の概要でございます。前回ご説明しましたとおり、本制度は、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和8年度から導入され、被保険者から徴収された支援納付金は、児童手当の拡充や子ども誰でも通園制度など、支援納付金対象費用の財源となります。子ども・子育て支援金は、年齢を問わず全世代が負担し、医療保険料に上乗せして徴収されます。また、本制度は令和8年度から10年度にかけて段階的に構築されるため、被保険者の負担は、3年間上昇いたします。

次に、2. 諮問第1号の内容でございますが、令和8年度から丸亀市国民健康保険においても子ども・子育て支援金を賦課・徴収する必要があり、その賦課方式や、税率等について、運営協議会にお諮りしております。

2ページをご覧ください。3. 賦課方式についてです。

（1）丸亀市国民健康保険税における賦課方式は、現在、所得割・均等割・平等割の3方式を採用しています。国保の保険税算定では、被保険者の負担能力に応じて負担する「応能割」があり、①所得割、②資産割が、それにあたります。本市国保では、平成29年度まで所得割・資産割を賦課していましたが、平成30年度から所得割のみとしており、所得割は、加入している人の前年1月から12月の所得に応じて計算されます。

また、所得に関係なくサービスを受ける人が一定の負担をする「応益割」もあり、こちらは、③均等割、加入者一人当たりにかかるものと、④平等割、1世帯毎にかかるものがあります。本市国保では、均等割・平等割を賦課しています。

次に（2）18歳以上均等割についてです。

こちらは、子ども・子育て支援金独自のものです、新設されました。子どもがいる世帯の負担が増えないよう、18歳以降の最初の3月31日以前の子どもにかかる均等割は全額、軽減し、公費による低所得者軽減等を控除した上で、その残額を、18歳以上の被保険者に賦課するものです。

※（こめじるし）低所得者軽減等をご覧ください。①の低所得者軽減とは、前年の所得が一定額以下の世帯について、均等割と平等割を、所得に応じて7割・5割・2割軽減し、軽減額については、公費で負担される制度です。②の未就学児に係る軽減は、小学校入学前の子どもにかかる均等割額の2分の1を軽減するもので、軽減額については、同様に公費で負担されます。なお、低所得者軽減に該当する世帯において、未就学児軽減が適用される場合は、

低所得者軽減後の均等割額の2分の1が軽減されます。

それでは、参考資料①をご覧ください。言葉では分かりにくいと思いますので、図を使って説明いたします。中央、大きな四角で囲った中の上段、青色の①「均等割額」これは、被保険者全員にかかるものです。

赤字のA「未就学児（小学校入学前/満6歳に達する日の前日までの子ども）」、同じく赤字でB「就学児から18歳未満」の2つをご覧ください。AとBの緑色は、世帯の所得によりますが、先ほど説明いたしました、7割・5割・2割といった、低所得者軽減に該当した場合に、公費で負担する部分です。また、A・未就学児にある水色は、その残った額の2分の1について、同様に公費で補填されるものです。緑色と水色を除いた薄いオレンジ色の部分は、本来A・未就学児と、B・18歳未満にかかるものですが、子ども・子育て支援金においては18歳以上に改めて、賦課されることとなります。

次に、下側、青色の②「18歳以上被保険者均等割額」をご覧ください。先程の薄いオレンジ色の部分は、「未就学児」「就学児から18歳未満」については、どちらも「賦課されず」と書かれており、子ども・子育て支援金における均等割は、18歳未満の被保険者については、賦課されないことが分かります。その代わりに、下段、赤字のD、「18歳以上」を見ますと、上段AとBの薄いオレンジ色の箇所が、再度、18歳以上被保険者に賦課されることが分かります。つまり、18歳以上の被保険者については、上段、赤字Cの、全員にかかる均等割と、下段、Dの18歳以上均等割の、二つの均等割が賦課されることとなります。なお、下段、Dの18歳以上均等割額の賦課についても、改めて、7割・5割・2割といった、低所得者軽減が適用されます。

それでは、資料1に戻っていただき、3ページをご覧ください。

均等割については、新しい仕組みが出来ておりますが、子ども・子育て支援金の賦課方式は、これまでの国保税の仕組みと同様の、4方式・3方式・2方式のうちから、選択することになります。本市国保におきましては、現行の国保税が3方式であること、香川県国民健康保険運営方針において、保険料水準の統一までは、3方式とするとされていることから、所得割・均等割・平等割の3方式を採用したいと思います。

次に4. 令和8年度税率等についてです。

(1) 令和8年度事業費納付金額と標準保険料率について、11月17日に、香川県から仮算定通知がございました。事業費納付金は、丸亀市国民健康保険特別会計から、令和8年度に県へ納めるものですが、①子ども・子育て支援金の納付金額は、5,285万9,945円でございます。同時に示された②標準保険料率は、所得割0.24%、均等割1,023円、18歳以上均等割、52円、平等割661円でございます。

この「標準保険料率」は耳慣れない言葉かと思いますが、県に納める事業費納付金から算出された、市町が目安とするべき保険料の水準をあらわすものです。つまり、仮算定通知による事業費納付金、5,285万円を支払うために必要な税率は、こちらになりますよ、ということです。

それでは、参考資料②をご覧ください。

仮算定で示された標準保険料率で賦課した場合、子ども・子育て支援金が、1年間で幾らになるか、試算したものです。資料の左上、黄色の箇所、先ほど説明しました仮算定で示された数値を入れています。その右側は、低所得者軽減となる基準ですが、この基準は、今後改正の可能性があります。本日は、現在の基準で資料を作成しています。

今回は、3パターンで試算をしてみました。まず、(例1)を見ていただきますと、こちらは1人世帯のケースです。(例1-1)は、低所得者軽減に該当したケースで7割軽減が適用されています。具体的な積算の仕方をご説明しますと、青色の7割軽減の文字の上、所得割算定基礎額が0円ですので、左上黄色の所得割0.24%をかけても、所得割額は0円となります。均等割は、左上、黄色の1,023円ですが、7割軽減に該当するため、軽減する額を計算すると717円になり、1,023円から717円を引いて、残った306円が均等割額になります。18歳以上均等割・平等割についても同様の計算となります。これを合計すると519円ですが、100円未満を切り捨てるため、1年間で負担する子ども・子育て支援金は、500円となります。

計算の仕方は同様ですが、(例1-2)は5割軽減、(例1-3)は2割軽減、(例1-4)は、所得額により低所得者軽減に該当しない場合を想定しています。(例1)の4つのパターンを見ていただきますと、所得が少ない方については、軽減の適用により、かなり負担額が抑えられていることがわかります。一方で、(例1-4)のように所得がある方には、一定の負担をお願いすることになります。なお、令和7年度当初の賦課状況で申しますと、被保険者数18,769人のうち、9,770人、約52%の方が何らかの低所得者軽減に該当しておりますので、被保険者のうち、約半数の方は、(例1-1)から(例1-3)に該当すると考えています。

次に(例2)は夫婦2人世帯のケース、(例3)は夫婦2人と18歳未満の子ども1人を想定しています。例1と同様に、それぞれ、7割・5割・2割軽減が適用された場合、一定の所得があり軽減が無い場合としています。(例2)と(例3)を比較しますと、18歳未満の子には、均等割が賦課されないため、均等割・平等割は同額となり、それぞれの所得により税額に差がでていくことがわかります。子ども・子育て支援金は、年齢関係なく全世代が負担するとされていますが、18歳未満の子どもに対する配慮がなされており、子育て世帯の負担を最小限に抑える仕組みとなっています。

それでは、資料1に戻っていただき、4ページをご覧ください。

(2) 令和8年度子ども・子育て支援金の税率等でございます。先程、仮算定通知をもとに説明をいたしました。1月中旬に、県から本算定通知があります。本算定ですが、12月末に国から県に確定計数が示され、それに基づき、県は再度、事業費納付金と標準保険料率を算定します。その後、県は1月中旬頃、県内市町に「本算定分」として事業費納付金額等を通知し、そこで示された事業費納付金額が、実際に市が県に納める額となります。標準保険料率についても、本算定分として、改めて通知され、事業費納付金額の変更により、仮算定時の数値から変更となります。

そこで、令和8年度の子ども・子育て支援金の税率は、香川県から1月中旬に通知される本算定分の標準保険料率としたいと思っております。その理由でございますが、やはり標準保険料率は、各市町に配分された事業費納付金を払うために必要な、各市町の算定基準に基づく料率だということです。また、1月の本算定通知により、市が納める事業費納付金額が変更となるため、仮算定通知のものではなく、本算定通知時の料率を使用すべきと考え、お諮りするものです。

次に、(3) 子ども・子育て支援金の賦課限度額でございます。賦課限度額とは、被保険者にお支払いいただく上限で、算出された税額が上限を上回っていた場合賦課限度額までの課税となります。国民健康保険税の賦課限度額は、地方税法の規定に基づき地方税法施行令で示され、子ども・子育て支援金についても同様です。現在、賦課限度額は不明な状況でございますが、国は、令和8年度の子ども・子育て支援納付金額を踏まえて、限度額の超過世帯が、おおむね0.5%から1.5%となるように決定するとしています。

最後に、5. 今後のスケジュールですが、令和8年1月中旬頃に県から本算定通知がありますので、1月下旬に第3回の運営協議会を開催し、答申をいただきたいと思っております。その後、丸亀市議会3月定例会に、丸亀市国民健康保険税条例の改正案を提出する予定でございます。なお、次回、運営協議会の具体的な日時でございますが、1月29日(木)の午後4時開催で、現在調整をしているところです。いつもと違い、遅い時間の開催となりますが、ご了承ください。委員の皆様には、1月に入ってから、ご案内の文書をお送りさせていただくことになります。お忙しいところ恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上です。

<会長>

ありがとうございました。子ども・子育て支援金について、賦課方式は3方式を採用し、税率は、標準保険料率を適用したい旨を事務局からのご説明がありました。

質問等ございましたらお願いします。

<横山委員>

内容については、良いかと思いますが、この子ども・子育て支援金については新しい制度

ですので、まだ知らない方もたくさんいらっしゃると思います。国保に加入している方につきましては、しっかりと周知をしていただきたいと思います。

<会長>

ありがとうございます。ただいまのご意見につきまして、事務局よりご回答をお願いいたします。

<事務局>

ご意見ありがとうございます。事務局といたしましても、新しい制度ですので、周知は非常に重要だと思っております。一般的な施策としましては、市広報とホームページ、またラインも活用して広く周知を行いたいと思います。また、被保険者の皆様に納税通知書をお送りする際に、税務課の方で国保税に関する説明文書を同封していますが、その文書のなかで、新しく「子ども・子育て支援金」についての説明を入れる予定です。納税通知書は丸亀市国保に加入している全世帯の方に届き、被保険者の皆様に直接お読みいただけるものですから、分かりやすい説明となるよう税務課と保険課と相談しながら準備を進めてまいります。以上でございます。

<会長>

ありがとうございます。他にもご意見はございませんでしょうか。

ないようですので、それでは、子ども・子育て支援金の賦課方式は3方式とし、税率については、標準保険料率とする事務局（案）について、承認してよろしいでしょうか。ご承認いただける委員の皆様は、挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。承認多数（全員承認）ということで、事務局案を承認したいと思います。事務局から何かございますでしょうか。

<事務局>

はい、次回の運営協議会におきまして、県から通知される本算定分の事業費納付金と標準保険料率を委員の皆様にお知らせするとともに、今回、ご承認をいただきました賦課方式や税率等についての答申（案）につきまして、ご了解をいただけたらと思っております。なお、本日、委員の方からいただきましたご意見につきましては、答申案のなかに、付帯意見として入れさせていただけたらと思っております。以上でございます。

## 〔5〕その他

<会長>

それでは、次に、「その他」であります。事務局よりお願いします。

<事務局>

先ほどの説明にもありましたが、次回の第3回運営協議会を1月下旬の開催を考えております。現在1月29日（木）午後4時開催で調整をしているところでございます。開催日が決定いたしましたら、ご案内させていただきますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

〔6〕閉会

<会長>

以上で、本日の議事は終了いたしました。他に何かご意見等はございませんでしょうか。

無いようですので、以上で、本日の運営協議会を終了させていただきたいと思えます。本日は、ご協議いただきまして、ありがとうございました。

会議録の正確を期するため、ここに署名します。

令和8年 1月14日

丸亀市国民健康保険運営協議会

会 長

和田 節代

委 員

林 一幸

委 員

若本 博之